

毎週火、金曜日発行(但休日)に当り、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可(は翌日)

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第三百三十三号

昭和三十六年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十六年六月一日から同年七月十五日までと定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百三十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示  
昭和三十六年度第二次二等陸、海、空士の募集期間の告示  
建設業者の登録

◇公告  
国民健康保険法の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理  
結核予防法の規定による医療機関の指定  
生活保護法の規定による医療機関の指定  
昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱  
家畜人工授精師の免許の授与等  
豚の流行性脳炎予防注射等の実施  
理容師、美容師試験合格者の発表  
昭和三十六年五月十五日付け公告中訂正

◇正誤

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (ハ)第五六〇号	昭三六、五、二九	大西組	気高郡青谷町山根四九九ノ一	大西 登	土木工事
第五六六号	久 五、一八	馬田建築	西伯郡大山町坊領二八九	馬田 達夫	建築工事

鳥取県告示第三百三十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定によ

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録  
(ハ)第七五〇号

り、次のとおり建設業者登録簿に登録した。  
昭和三十六年六月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
西伯郡名和町大字西坪四八二	上村 熊雄	土木工事

鳥取県告示第三百二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第

一条第二項の規定により次のとおり告示する。  
昭和三十六年六月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

所 在 地

法第三十七条  
第五項による  
都道府県名

同上受理年月日

湖山齒科医院	鳥取市湖山町茶屋四区	全国	昭和三十六年四月一日
竹内	新町四一	〃	〃
森	元鋳物師町	〃	二月一日
中村	倉吉市越殿町	〃	三十五年十二月一日
田中	明治町一、〇二五	〃	〃
川西	岡田二一	〃	〃
熊野	西町二、六八二	〃	三十六年一月一日
諏訪部	瀬崎町二、七六〇	〃	三十五年十二月一日
田中	越中町	〃	〃
岡本	福山一三五	〃	〃
倉繁	魚町二、五一八	〃	〃
大月	上井町三二六ノ二	〃	〃
森本	明治町一、〇三二ノ七	〃	〃
松本	東町	〃	〃
樋口	新町二丁目二、三七七	〃	〃
富谷	河原町	〃	〃

西村	小徳	浜田	今井	横川	野上	井田	足立	安田	秋山	由島	朝倉	吉田	辻本	渡辺	高野	大坪	四道
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松ヶ枝町一八	〃 二、〇六一	外江町	佐菱神町一、一〇八	上魚町一、八〇〇	中町一九	佐菱神町二〇四	境港市明治町八	朝日町五	道笑町二丁目	立町四丁目二〇五	角盤町一丁目九七	大篠津町	奥谷九五五	四日市町九四	博労町三丁目三一	西倉吉町一四	東町九二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 三十五年十一月二十二日	〃 三十六年一月二十五日	〃 十一月二十二日	〃 三十五年九月一日	〃 三十六年一月一日	〃 九月二十七日	〃 十一月二十二日	〃	〃 三十五年十二月一日	〃 三十六年一月一日	〃 十一月二十二日	〃 十二月一日	〃	〃	〃 十一月二十二日	〃 十一月二十五日	〃 十一月二十二日	〃 三十五年十二月一日

古賀	柏原	池畑	岡田	新納	神庭	民本	小川	田本	平林	小川	倉立	白川	岡本	辻	世良田	田本	田本
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米子市天神町一丁目五〇	皆生町一、七五〇ノ四四	茶町二二	蚊屋二九〇ノ一	大崎一、七一五	角盤町四丁目二〇	夜見町一、四〇六ノ三	立町二丁目八〇	角盤町一丁目八一	糝町二丁目一二五	錦町一丁目一五〇	灘町一丁目四三ノ一	加茂町一丁目二二	〃 三六	車尾町一、二五六	内町七九	万能町一六ノ一七	灘町二丁目一七二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 三十六年一月一日	〃 三十五年十一月二十二日	〃	〃 三十六年一月一日	〃 三十五年十一月二十二日	〃 十二月一日	〃 十二月二十四日	〃 十二月一日	〃 三十六年一月二十五日	〃 三十五年十一月二十二日	〃 三十六年一月一日	〃 三十五年十一月二十二日	〃 十二月一日	〃	〃 十一月二十四日	〃 十一月二十二日	〃 三十六年一月一日	〃 三十六年一月一日

井上	八頭郡那家町那家六四七	〃	〃	十月十日
松本	東伯郡三朝町本泉	〃	〃	十二月一日
加藤	関金町大字大鳥居	〃	〃	〃
大住	東伯町大字徳万四、九三二六	〃	〃	〃
藤川	三朝町三朝	〃	〃	〃
門脇	赤碓町大字赤碓	〃	〃	〃
樋口	大柴町瀬戸	〃	〃	〃
樋口	羽合町田後五九五	〃	〃	〃
橋本	大柴町由良宿五五六	〃	〃	〃
吉井	東伯町松崎四四七	〃	〃	三十六年一月一日
谷口	羽合町橋津	〃	〃	三十五年十二月一日
音田	東郷町松崎四〇一	〃	〃	〃
小川	関金町関金	〃	〃	〃
仲	大柴町由良宿	〃	〃	〃
三代	北条町弓原四〇六	〃	〃	〃
稲村	西伯郡淀江町淀江七、四三一	〃	〃	十一月二十二日
平田	〃	〃	〃	十二月一日
江原	中山町上市二七一	〃	〃	十一月二十二日

明石	名和町御来屋	〃	〃	〃
白川	伯仙町河岡六一九	〃	〃	〃
高野	岸本町番原	〃	〃	十一月二十五日
船木	中山町下市	〃	〃	十二月一日
海賀	大山町国信	〃	〃	十二月一日
中曾	会見町天万	〃	〃	十一月二十二日
荒金	日野郡日南町生山	〃	〃	十一月二十二日
片山	〃	〃	〃	十一月二十二日
下村	上石見	〃	〃	〃
矢田貝	溝口町六九五	〃	〃	三十六年一月一日
遠藤	日野町黒坂一四五	〃	〃	〃
野坂	江府町江尾二、〇五三	〃	〃	三十五年十月一日
枝原	溝口町溝口二二二	〃	〃	十一月二十二日
岡	日野町根雨六五六	〃	〃	三十六年一月二十五日
(有)増谷薬局	〃	〃	〃	〃
ますや	米子市明治町一二	〃	〃	一月一日
松浦診療所	東倉吉町一二八	〃	〃	三十五年九月一日
野島療院	東町一一一	〃	〃	三十六年一月七日
	倉吉市瀬崎町二、七二四ノ一	〃	〃	三十五年十月十日
		〃	〃	十二月十七日

灘尾齒科医院 米子市角盤町一丁目四二ノ二  
 岸田 境港市京町四二  
 増原 日野郡日野町根雨三四三

鳥取県告示第三百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所
昭和三十六年五月十五日	宝意内科医院	米子市万能町一六番地	米子保健所

第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十六年五月二十九日	真壁医院	米子市尾高町四六	内科、産婦人科	真壁 憲一

二条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十九号

昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱

（目的）

第一条 県は、開拓農業協同組合の事務の協同処理を促進し、その事務の合理化を図るため、開拓農業協同組合に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業及び補助事業者）

宝意内科医院

万能町一六

内科、小児科

宝意 武彦

第二条 前条に規定する補助金は、次の各号に掲げる事務を協同処理することを目的として合同事務所を設置する開拓農業協同組合に対し、交付するものとする。

- 一 組合財務整理及び会計に関する業務
- 二 組合の開拓事業の実施に関する調査及び報告
- 三 組合の資金の借入、貸付及び償還
- 四 関係組合の連絡及び必要な指導

（合同事務所の設置基準）

第三条 補助の対象となる合同事務所は、次の各号に定める基準により設置しなければならない。

- 一 合同事務所は、原則として市町村ごとに設置するものとし、その設置場所は、市町村役場又は地元総合農業協同組合の事務所内に定め、関係機関の指導援助の受け入れに備えること。
- 二 合同事務所を設置しようとするときは、関係開拓農業協同組合長が事務の範囲、処理方法、設置期日、

場所及び運営方法について協議を行ない、組合事務の協同処理の実施についての契約をそれぞれの組合の決議を経て締結すること。

三 合同事務所の維持管理及び組合事務の協同処理を行なうには、関係組合の理事をもつて組織する機関の決定によること。

四 合同事務所を代表するものは、関係組合のうちからこれを定め、合同事務所の代表組合とすること。

(補助金の額)

第四条 補助金の額は、合同事務所に必要な経費(役員及び専任職員の給料及び手当を除く。)の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五条の規定に基づき、補助金の交付申請をする場合における当該申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式のとおりとする。

2 補助金の交付申請書の提出期日は、九月末日とする。

(実績報告書)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、第三号様式のとおりとする。

2 実績報告書は、年度終了後十五日以内に提出しなけれはならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分事業の補助金に適用する。

(第一号様式)

昭和36年度開拓農業協同組合事務合理化

事業計画書

1 事業の目的

2 合同事務所の名称及び所在地

3 事業の内容

(1) 関係組合名及び所在地

(2) 代表者氏名及び代表組合名

(3) 常任委員会委員及び職員

区分	人員	員名	摘	要
委員		名		
職員		名		
計		名		

(注) 摘要欄は有給無給別、常勤非常勤の別、嘱託等記入のこと。

(4) 貸付金計画

貸付種別	貸付対象人員名	貸付金額	摘	要
		円		
計				

(5) 償還計画

資金区分	償還対象者数	償還対象金額	償還目録	償還種類	摘	要
		円				
計						

(6) 財務整理計画

財務区分	件数	金額	摘	要
	件	円		
計				

(注) 財務区分は債務異動、債務確認、償還条件の変更等の別を記入すること。

(7) 合同事務所設置に関する契約書写並びに決議書写を要する。

(第二号様式)

昭和36年度開拓農業協同組合事務合理化  
事業収支予算書

1 収入

区分	予算額	算出基礎	摘要
県補助金	円		
組合負担金			
計			

2 支出

区分	予算額	算出基礎	摘要
	円		
計			

(第三号様式)

昭和 年 月 日  
住所

氏名

(団体代表者氏名)

鳥取県知事

殿

昭和36年度開拓農業協同組合事務合理化

事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県 第 号で補助

金交付決定通知があつた標記事業について事業を実施  
したので規則第十八条の規定により報告します。

添付書類

- 1 事業実績
- 2 収支精算書

(注) この関係の様式はそれぞれ第一号様式第二号様  
式に準ずるものとする。

ただし、事業計画書の(7)項の証明書(写)は添付  
する必要はない。

鳥取県告示第三百四十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十  
六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工  
授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可  
した。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一家畜人工授精師免許の部

免許証 家畜人工授精師として、業務を行なう家畜種類

番 号

住 所 氏 名

五 四 六 牛 八頭郡若桜町春米 一三番地 前任 政行

一家畜人工授精所開設許可の部

許可番号 家畜人工授精所の名称 住 所 氏 名

一五一 西伯郡法勝寺 西伯郡会見町 手間農業協同  
市場管内種牡 天万 組合 組合長  
牛組合 吉持 恒

鳥取県告示第三百四十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ  
て豚の流行性脳炎予防注射、牛のピロプラズマ病検査及  
びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二  
十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚並  
びに牛の所有者に対して注射及び検査並びに駆除を受け  
ることを命ずる。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚流行性脳炎並びにピロプラズマ病

予防及びダニ駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚 繁殖用牝豚

牛 ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内の  
ものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

四	大坪 清子	五	吉田 蘭子
六	小倉 寛	七	古田喜久治
八	岡村百合子	九	石村 和子
一〇	井上 明久	一一	福田 純子
一五	鍛本 伯竹	一六	越智しげり
一七	北川かよ子	一八	中山 敦子
一九	山内 明	二〇	西田 勲夫
二一	山内 邦夫	二二	村田 弘子
二三	伊木 愛子	二四	毛利 幸子
二五	更田 清	二六	河村 寿夫
二七	青木 洋子	二九	石田 三郎
三〇	河村 弘子	三一	坂本 一郎
三二	長谷坂 豊	三三	絹沢 松子
三五	尾川 敬子	三六	石坂 規夫
三七	尾崎 哲也	三八	中尾 光恵
三九	小谷 昌子	四一	奥山 茂
四二	花田 洋子	四三	小椋満津恵
四四	小林 勇子	四五	上田 昭洋

四七	遠藤 秀子	五〇	岡田富与子	
五一	森本 節実	五三	森田 準子	
五四	吉本 文子	五五	松田 昭一	
計	四四名			
一	美容師			
一	美 容 師			
一	受 験 番 号	氏 名	受 験 番 号	氏 名
一		木島 陽子	二	小谷 清子
三		喜多村 寛	四	安田サナエ
七		森本千枝子	八	大久保紀子
九		井上八重子	一〇	谷本 良子
一二		岸本 宣子	一三	吉田 一夫
一四		山根 房子	一五	伊田 恵美
一六		西崎 尚子	一七	野田 弘子
一八		向井 梯子	一九	黒氏 春代
二〇		福田 京子	二一	田熊 孝美
二二		山根 玲子	二三	加藤 紀子
二四		若山 昭子	二五	入江砂登恵
二六		谷口 宏子	二七	木村 昭子

豚の流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射		
ピロプラズマ病検査……血液塗沫検査		
ダニ駆除……BHC散布		
別表		
1 豚の流行性脳炎予防注射		
実施月日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
六月十四日	六月二十一日	八頭郡河原町 豚舎巡回
		国英区
十五日	二十二日	郡家町郡家区
〃	〃	下私都区
十六日	二十三日	船岡町隼区
〃	〃	大伊区
十七日	二十四日	河原町西郷区
2 牛のピロプラズマ病検査並びにダニ駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
自六月二十七日	八頭郡智頭町智頭区	智頭家畜
至 二十八日		検診場

自二十九日	〃	那岐区	野原
自三十日	〃		
七月一日	〃	山形区	河合
自 三日	〃	土師区	穂見
自 五日	〃		埴師
自 六日	〃	富沢区	新見
自 七日	〃		
自 八日	〃	山形区	芦津

昭和三十六年五月二十一日及び五月二十九日に実施した、理容師試験及び美容師試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十六年六月九日 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度第一回理容師、美容師試験合格者

一	理容師		
受 験 番 号	氏 名	受 験 番 号	氏 名
一	大島 隆志	三	古田 進

公 告



二八 井原 妙子  
計 二六名  
二九 前田 孝子

正 誤

昭和三十六年五月十五日付け公告中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁段 行 誤 正  
4 下 終りから 全部を受ける 全部の免除を受ける  
6

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月極 二〇円(送料共)